

受動喫煙規制強化の中身は？

Q 受動喫煙対策を強化する健康増進法の改正が予定されていると聞きましたが、法案の中身を具体的に教えてください。

(居酒屋店)

回答者



社会保険労務士
石川弘子

A 飲食店を禁煙とし、違反者には罰則も適用されると

あります。

という厚生労働省案が報道され、対策等に不安を感じている経営者の方も多いのではないのでしょうか。

受動喫煙（他人のたばこの煙にさらされること）については、健康に悪影響を与えることが明らか

になっています。このため以前から、多くの人が利用する施設の管理者や事業者は、受動喫煙を防止するための措置を講じるよう、努力義務が課されていました。公共施設や職場における受動喫煙対策は改善傾向にあります。依然として十分な対策が施されているとはいえません。

また、2020年に東京五輪・パラリンピックの開催を控えており、世界保健機関（WHO）と国際オリンピック委員会（IOC）は、「たばこのないオリンピック」を共同で推進しています。こうした状況を踏まえ、事業者は早急

飲食店	建物内禁煙（喫煙室設置可） ※小規模のスナック・バーなどは例外
サービス業施設・職場 ホテル・旅館（客室を除く）	
病院・児童福祉施設 小学校・中学校・高校	敷地内禁煙
官公庁 大学・運動施設	建物内禁煙（喫煙室設置不可）
バス・タクシー	全面禁煙

※未成年が利用しないスナック・バーなどは、小規模店に限り喫煙が認められます（面積30平方メートル以下を想定）



② 喫煙禁止場所等の掲示

機会があるものや、娯楽施設のように嗜好性が強いものは「原則建物内禁煙」とした上で、「喫煙室」の設置を可能とする

違反者には過料も

次に飲食店に義務付けられる具体的な対策について述べます。

① 喫煙室の設置

飲食店は、小規模のスナック・バー以外は建物内禁煙となり、別途喫煙室を設置しなくてはなりません。喫煙室もスペースをただ区切るのではなく、喫煙室の設備、構造を受動喫煙対策のための技術的基準に適合させる義務があります。

飲食店には喫煙禁止場所の範囲や、喫煙室の位置等を掲示する義務が課されます。また、喫煙禁止場所において、喫煙器具等を使用できる状態で置かないよう義務付けられます。

③ 喫煙に対する対応

喫煙禁止場所で喫煙者を発見した場合、喫煙をやめるよう求めることが努力義務とされています。

また、未成年者の喫煙室立ち入りを防止する努力義務も課されます。そして、違反時の罰則については、法案では違反喫煙者に対して30万円以下の過料が、違反施設管理者に対しては50万円以下の過料が検討されています。

法案の内容については、喫煙者や事業者側から強い反発が予想され、今後の調整は難航すると思われます。たばこを吸う人も吸わない人も、お互いが気持ちよく共存できる社会を目指して、より良いルールを作っていくことが肝要です。